

私立大学の情報公表

－自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から－

【最終報告】

(抜粋)

2022（令和4）年3月

一般社団法人日本私立大学連盟
経営委員会情報公開検討分科会

はじめに

経営委員会情報公開検討分科会では、私立大学の情報公表のあり方について検討し、令和元年度に「中間報告」を取りまとめました。分科会では、その後も会員法人からの意見や、会員法人における情報公表の実態等を踏まえて検討を深め、このたび「私立大学の情報公表－自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から－」【最終報告】を取りまとめました。

私立大学が、教育情報や財務情報等の情報を社会に公表することの重要さは改めて指摘するまでもありません。すでに各大学は、多くの情報についてウェブサイト等を活用して公表していますが、これからの情報公表は、単に情報を誰でも見られるようにするだけでなく、情報を求める人のニーズを理解し、よりわかりやすい内容や公表の形式としていくことが求められます。

また、同時に、私立大学の情報公表は、私立大学の経営の指針となるガバナンス・コードに深く関わり、ガバナンス・コードを遵守するためにも、情報公表を一層進めることが不可欠となります。

各大学が、自らの特色に基づき、創意工夫を凝らして自律的に情報公表を進めるにあたり、本書がその一助となりましたら幸いです。

2022年（令和4年）3月
経営委員会情報公開検討分科会
担当理事 西原廉太

目 次

概要	1
1. 私立大学の情報公表に対する基本的な考え	3
(1) 情報公表と「私立大学ガバナンス・コード」の各基本原則	3
(2) 情報公表と私立大学の多様性	3
(3) 情報公表とステークホルダー	4
2. 情報公表の促進	5
(1) 教育情報	5
(2) 財務情報	6
(3) 大学ポートレート	7
3. これからの私立大学の情報公表	8
(1) 私大連コードと「自律性」に関する情報	8
(2) 教育情報	10
(3) 財務情報	15
(4) 比較可能性	19
(5) 非常事態下の情報発信	22
4. 情報公表の取組事例	25
(1) 教育情報に関する事例	25
(2) 財務情報に関する事例	26
(3) その他	26
5. 教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査結果	27
(1) 本調査の目的	27
(2) 調査集計結果	28
経営委員会情報公開検討分科会委員名簿	65
一般社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧	66

※第5章は、会員法人間のみでの共有を前提とした調査結果のため、本資料からは除いている。

概要 Outline

本提言の目的

本提言は、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード（第1版）」の基本原則に基づいて、私立大学に、そのステークホルダーにとって価値のある教育情報並びに財務情報の公表を促すものである。

また、大学が発信する情報に対する社会からのニーズの変化等に対応した各大学による情報発信の実態等を踏まえ、情報の比較可能性並びに非常時における情報発信の観点からも、1つの考え方を示す。

▶ 本提言と「私立大学ガバナンス・コード（第1版）」の4つの基本原則との関係

【情報公表は、特に「自律性」にとって重要】

- 情報公表は、自律的なものである。
- 積極的に情報公表することで自律性を確保し、高めることができる。

「自律性」の確保、多様なステークホルダーに対する説明責任等の観点から、情報を積極的に社会に対して公表する。	自律性	「公共性」を有する研究教育機関として、それぞれ建学の精神や伝統の下で、社会に有為な人材を育成し、その成果を公表する。	公共性
「信頼性・透明性」の維持のために、様々なステークホルダーにとっての価値を実現しながら、情報を公表する。	信頼性・透明性	「継続性」の保持には、私学助成を受け、学納金を主たる収入源とするために、コスト意識を持って情報を公表する。	継続性

情報公表の課題と提言する方向性

自律性	課題 私大連コードの遵守状況の公表 対応 ・コードの遵守状況の向上 ・遵守状況の公表に向け学内での手続きを進める
教育情報	課題 多様化する社会からの大学に対する要請への対応 提言 ・正課内・外で「どのように教育しているか」とその成果の公表・説明 ・大学全体の教育目標の策定や各学士課程における3つのポリシーの見直し ・各大学の創意工夫により可視化された学修成果の公表
財務情報	課題 質的な情報の充実 提言 ・図表、グラフの活用等による分かり易い説明の付記 ・より詳細な数値、学内プロセス等の公開 ・各大学の理念・方針に基づく自大学からの視点を主軸とした補足説明

比較可能性	<p>課題 大学が発信する情報の比較可能性への期待の高まり</p> <p>対応 ・大学の実態や戦略に応じた比較可能な情報公表のあり方と公表内容の充実 ・自大学における過去と現在との比較 ・ステークホルダーと大学双方にメリットがある大学ポートレートへの改善</p>
非常時	<p>課題 大学間に対応にあたっての差がある</p> <p>対応 ・発信方法をステークホルダー毎に確認する ・事前にマニュアルを整備する</p>

■ 本提言（最終報告）とりまとめの経緯

▶ 本提言と中間報告との関係

当分科会では、本提言に先立ち、その基礎となる報告を、「私立大学の情報公表－自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から－【中間報告】」として、2020年（令和2年）3月にとりまとめた。

中間報告では、私立大学の情報公開を取り巻く現状を踏まえ、教育情報、財務情報、比較可能性の3つの観点から報告を行った。本提言は、この中間報告を基礎として、当分科会におけるその後の検討や加盟大学への調査結果、さらには新型コロナウイルス禍を含む社会状況の変化等を踏まえ、記載内容の充実と具体化を図り、最終報告としてとりまとめたものである。

▶ 本提言と加盟大学への調査結果との関係

最終報告の取りまとめにあたり、当分科会では、令和3年度に加盟大学の協力のもと「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」を実施し、加盟大学における教育情報及び財務情報の、特にウェブサイトにおける公表の実態等を確認した。

その集計結果のうち特徴的と考えられる傾向等については本提言の中でも触れるとともに、集計結果を掲載しているのので、参考としていただきたい。

1. 私立大学の情報公表に対する基本的な考え

(1) 情報公表と「私立大学ガバナンス・コード」の各基本原則

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード（第1版）」¹（以下、私大連コードと言う。）では、私立大学が遵守すべき基本原則として、「自律性」、「公共性」、「信頼性・透明性」、「継続性」を定めている。これらはそれぞれ独立したものではなく、4つが揃ってこそ、私立大学のガバナンスが有効に機能すると考えられるため、いずれも欠くことができないものである²。それゆえ、私立大学の情報公表は、これらすべての基本原則に基づいて行われることになる。

情報公表は、法律や規則から求められる情報開示とは異なる自律的なものである。私立大学は、多様なステークホルダーに対する説明責任の観点から、情報を積極的に社会に対して公表することにより「自律性」を確保し、高めることができる。

教育研究機関としての「公共性」から、私立大学はそれぞれの建学の精神や伝統の下で、様々な研究を行い、有為な人材を育成し、その成果を社会に公表している。これらの成果を通じて、社会貢献や地域貢献への期待を広く獲得することにより、私立大学の「公共性」は高められる。

私立大学が「信頼性・透明性」を維持し、高めるためには、情報公表に当たっても法令を遵守することはもちろん、様々なステークホルダーにとっての価値を実現し、良好な関係を構築しなければならない。

情報公表は、継続的に行われるものであるが、私立大学は、公費を財源とする私学助成を受け、学納金を主たる収入源とするため、コスト意識を持った情報発信を行わなければ「継続性」を保つことは難しい。

私立大学の情報公表は、これらすべての基本原則に基づいて行われるものであるが、特に、自律性という基本原則にとって重要なものである。なぜなら、情報公表は、法律や規則などからの要求に基づいて行われる情報開示とは異なり、自律的なものだからである。私立大学は、多様なステークホルダーに対する説明責任の観点から、また、個別のステークホルダーが求める情報提供の観点から、情報を積極的に社会に対して公表することによって自律性を確保し、これを高めることができる。

(2) 情報公表と私立大学の多様性

私立大学は、規模、キャンパスが多様であるばかりでなく、教育理念、研究姿勢、校風なども多様であり、日本の高等教育に多様性をもたらしている。この多様性こそが私立大学の存在意義なのである。個々の私立大学が情報を公表する際には、この存在意義

¹ 2019年（令和元年）6月25日策定

² 日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード（第1版）」2ページ 『日本私立大学連盟私立大学ガバナンス・コード』について 2.「基本原則」とは

を高めるように行う必要がある。

大学が公表する情報には、人数や金額のような定量的なもの、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP））や教育理念のような定性的なものがある。このうち定性的な情報は、大学間の比較を必ずしも容易にするものではないが、定量的な情報は大学間の単純な比較を容易にし、その用い方によっては、いたずらに受験競争をあおるような大学の表面的な序列化を促すことにつながる。さらには、定量的な情報は多様な私立大学を一つの方向に同質化し、また、数字のみが重視されることで、大学は人を作るのではなく、数字を作ることに尽力してしまいかねない危険性がある。こうした危険を回避するには、単なる数値データとして情報を公表するだけでなく、その数字の意味についてわかりやすく説明する必要がある。

また、私立大学の自律性と多様性を担保する観点から、情報公表の方法は基本的に画一的であるべきではない。私立大学の教育理念や運営方針はまさに多様であり、重点を置いている事項や各数値データが持つ意味は、他の大学と必ずしも一致しないはずである。そのため、情報公表や先述の公表情報に付す説明に、各大学の方針や戦略等に応じた工夫や、ステークホルダーの理解を容易にするための取組がなされることが望ましい。

（3）情報公表とステークホルダー

私立大学が情報を発信する第一の対象はステークホルダーである。私立大学にはステークホルダーとして様々な対象者が想定されるが、文部科学省令等³に情報発信の方法として記載のあるとおり、ウェブサイト等のインターネットを利用した閲覧対象を限定しない情報発信により、求める情報に誰もが到達できる環境を構築することが基本となる。その上で、各ステークホルダーの特性に鑑み、特にニーズの高いと考えられるそれぞれの情報に各ステークホルダーが容易にアクセスできるような情報公表上の工夫や、十分な理解に資するための丁寧な説明を加えるなどの取組が重要となるばかりでなく、そうした説明や取組自体が各大学の特色にもなる。

また私立大学は、現在の学生や保護者ばかりでなく、将来の学生やその保護者を含めた外部のステークホルダーに対しても価値のある情報を公表し、その存在意義を高めることで、教員、職員などの内部のステークホルダーにとっても情報公表が価値のあるものとなる。なお、少子化の進行等、これからの私立大学を取り巻く環境を考えると、ステークホルダーは国内のみならず、国外をも意識する必要がある。

このように、情報の受け手となるステークホルダーは多岐にわたるため、特にウェブサイト上の公表情報は誰もがアクセス可能であるものの、大学としてどのステークホルダーに伝えるべき情報なのか、理解して欲しい情報なのかを情報の種類や内容ごとに確認し、公表する情報の細かさや追加する説明、文体や用語を適切なものに変えるなどの取組が重要となる。

³ 私立学校法施行規則第7条等

従って、各大学における情報公表における取組は、一担当部署のみによって行われるものではない。大学内のそれぞれの部署が担当業務における主たる対象とするステークホルダーに向かって情報公表を行うばかりでなく、大学全体として情報公表を行うために連携する必要もある。担当部署が受験生向け、新入生の保護者向け、学部4年生向けなどのように情報公開を行っていても、新入生の保護者は、受験生の保護者であるかも知れず、また、学部4年生の保護者でもありうる。大学としての一貫性が維持されなければならない。特に財務情報など、大学だけでは公表が困難な情報については、公表の目的や想定するステークホルダーを法人と共有した上で、情報公表における連携の方法や分担を明確にしておく必要がある。

2. 情報公表の促進

(1) 教育情報

教育情報については、2007年（平成19年）の学校教育法の改正により教育研究活動の状況の公表が義務化⁴され、さらに2011年（平成23年）からの学校教育法施行規則の改正により、教育研究上の目的など教育情報の9項目の公表が義務化⁵、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報の積極的な公表が努力義務化⁶されている。さらに、同施行規則の2017年（平成29年）からの改正により大学または学部等に、2020年（令和2年）からの改正により大学院または研究科等に、三つの方針⁷の策定・公表が義務付け⁸られた。大学院には、学位論文に係る評価に当たっての基準の公表も義務化⁹されている。

国における検討では、教育情報の中でも特に教育の質に関する情報に焦点が当てられている。2018年（平成30年）に中央教育審議会によりとりまとめられた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では、学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、「情報によっては大学に新たに義務付けしたりするなど、情報公表を促進する。」¹⁰とさ

⁴ 学校教育法第113条

⁵ 学校教育法施行規則第172条の2第1項

⁶ 同第172条の2第4項

⁷ 卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針

⁸ 学校教育法施行規則第165条の2第1項

⁹ 同第172条の2第3項

¹⁰ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日 中央教育審議会）31頁 III. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－〈具体的な方策〉学修成果の可視化と情報公表の促進

れている。また、2020年（令和2年）に同審議会大学分科会によりとりまとめられた「教学マネジメント指針」では、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例として、「各授業科目における到達目標の達成状況」、「学位の取得状況」、「学生の成長実感・満足度」、「進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）」、「修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率」、「学修時間」の6項目を挙げているが、「社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。」¹¹としており、教育の質に関する情報公表が今後義務化される可能性も示唆される。

また、教育情報の公表は、私立大学等経常費補助金の配分においても、基準額の増減に係る要素の1つとなっている。2010年度（平成22年度）から、情報公表の実施状況に応じた経常費補助金の基準額の調整¹²が実施され、対象となる情報や基準額の増減幅は年々拡大してきた。さらに、2018年度（平成30年度）からは、教育の質に係る客観的指標による基準額の調整¹³も行われており、ガバナンス・コード遵守状況¹⁴やアウトカム指標¹⁵の公表等がその対象となっている。これらは、国による私立大学等へのメリハリある支援方策の1つとして、今後も拡大していく可能性がある。

各私立大学における教育情報の公表状況は様々であり、特にウェブサイトへの掲載については、それぞれの私立大学が有する強み、特色を反映した工夫がされている。ある大学では「義務化されている情報公開」ページを作成し、教育情報の9項目と財務情報を併せて公表し、また、ある大学では教育情報は大学ウェブサイト、財務情報は学校法人のウェブサイトと、教育情報と財務情報を分けて公表している。

（2）財務情報

財務情報については、私立学校法の改正により私立大学を設置する学校法人に対して、2005年（平成17年）には財務書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書、事業報告書）の公開（備置き閲覧）が義務化¹⁶され、2020年（令和2年）には学校法人の寄附行為、役員等名簿、財務書類（財産目録等のうち文部科学省令で定める書類）、

¹¹ 「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会）43頁 V 情報公表 1. 大学全体レベル

¹² 「私立大学等経常費補助金配分基準」（令和3年6月 日本私立学校振興・共済事業団）56頁 別表6 情報の公表の実施状況による増減率

¹³ 令和3年8月30日付私振補第45号「令和3年度 私立大学等経常費補助金の交付申請に係る資料の提出について（依頼）」別添 教育の質に係る客観的指標による増減率

¹⁴ 同表 1. 全学的チェック体制 (1)ガバナンスコードの遵守

¹⁵ 同表 1. 全学的チェック体制 (5)情報の公表

¹⁶ 私立学校法第47条

最新の役員報酬基準のインターネットによる公開¹⁷が義務化¹⁸された。また、大学院設置基準の改正により、2019年（令和元年）には経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示が努力義務化¹⁹されている。

「学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」（文部科学省）による経年変化をみると、2005年度（平成17年度）時点で財務情報等の一般公開を行っている大学法人は、全法人の約91%であったが、令和元年度には、ほぼすべての法人で一般公開が行われている。また、一般公開の方法も、当初は広報誌等の刊行物による公開が学校法人のホームページによる公開を上回っていたが、インターネットの普及やネットワーク環境の向上によって、現在は後者が主流となっており、こちらもほぼすべての法人が財務情報等の一般公開にホームページを使用している²⁰。

なお、同調査では、一般公開に当たっての工夫等の有無についても尋ねている。一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための何らかの資料を作成している法人は、全体の約96%に上り、2015年度（平成27年度）と比較して実施法人が約3%増加している。

（3）大学ポートレート

各大学による独自の取組とは異なる情報公表の仕組みとして、データベースを用いた大学に関する情報の活用・公表のための共通的な枠組みである大学ポートレートが運用されている。

2014年（平成26年）10月に日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」と言う）による大学ポートレート（私学版）²¹が公開され、大学評価・学位授与機構（現：大学改革支援・学位授与機構）に置かれた大学ポートレートセンターと私学事業団との連携により、翌2015年（平成27年）3月に同機構による大学ポートレート²²において国公立大学の大学情報の発信が開始された。なお、2018年（平成30年）には、一部の国公立大学について、国際発信版での英文による情報提供も開始している。

大学ポートレートの運用については、① 教育活動状況をわかりやすく発信することによる、大学のアカウントビリティの強化、適切な進路選択支援、高等教育機関の国際的信頼性の向上、② 大学が活動状況の把握・分析のために教育情報を活用することによる、エビデンスに基づいた大学教育の質的向上、外部評価による質保証システムの強化、③ 共通的な情報の公表を通じた各種調査への対応の負担軽減による、大学運営の

¹⁷ 私立学校法施行規則第7条第1項

¹⁸ 私立学校法第33条の2、第47条、第63条の2

¹⁹ 大学院設置基準第42条の3

²⁰ 「令和元年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」1頁

【1.財務情報等の一般公開の状況について】（1）一般公開の状況・方法【複数回答】

²¹ 大学ポートレート（私学版） <https://up-j.shigaku.go.jp/>

²² 大学ポートレート <https://portraits.niad.ac.jp/>

効率化等を可能とすることが重要とされた²³。また、特徴として、大学・短期大学の設置形態・学部等・学問領域等・取得可能な資格・所在地等による目的別検索やフリーワード検索が可能となっている。

この大学ポートレートには、2021年度（令和3年度）で、私立大学の95.3%が参加しており、2020年度（令和2年度）の月平均アクセス数は429,414件であった²⁴。

3. これからの私立大学の情報公表

（1）私大連コードと「自律性」に関する情報

私立大学の情報公表は、4つの基本原則すべてに基づいて行われるものである。私立大学は、私大連コードが策定された2019年（令和元年）以前から、情報公表を行っている。例えば、受験生に対する入学試験の情報や、就職を希望する者への採用に関する情報などである。こうした情報公表は、特定のステークホルダーに対する限定的な情報であるが、自律的に行われたものである。それゆえ、私大連コードにおいて、会員法人に自らの多様なステークホルダーに対して積極的に情報公表を行うことを求められているとしても、これまでにまったく行っていないことを求められているわけではないのである。

私大連コードの遵守原則3-3では、会員法人がその教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報を積極的に公表することにより、広く社会から理解を得られるようになるとしている。法律や規則などに基づいて行われる情報開示以上の情報公表を行うことは、私立大学の公共性から求められている。私立大学が公共性を有することが社会に理解・認識されることにより、私立大学の自律性が強く支持されることになる。

さらに、私立大学の情報公表は、私立大学がどのように教育研究活動を行い、経営しているかを根拠資料に基づいて示すことにより、透明性を確保することになる。大学を含む、いかなる組織においても、その活動に関わる透明性が強く求められている。大学であれば、どのような教育が学生に対して行われているのか、どのような領域の研究がどのようになされているのか、また、どのように経営されているかが外部から見える必要がある。

私大連コードの重点事項3-3-1では、会員法人が広く社会に対して、継続的かつ時宜に合った情報公表を行うための制度の整備をさらに進めることを求めている。これは、情報公表が制度として継続的に行われて意味を有するものだからであり、情報公表により私立大学の透明性が維持されなければならないからである。この点は、継続的に情報開示が求められることと同様であり、私立大学は、継続的に情報を公表することを求め

²³ 「大学ポートレートについて」 <https://portraits.niad.ac.jp/about/>

²⁴ 第15回大学ポートレート運営会議（令和3年9月22日（水）～9月29日（水）書面審議）
資料7及び資料8

られる。

私立大学は、2020年度（令和2年度）以降の新型コロナウイルス感染症への対応の経験について、今後の情報公表のあり方にも活かせる。2020年度（令和2年度）に当分科会が実施した「『新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信』に関する調査」で明らかになったように、加盟大学は、危機への対応に関する情報公表を通じて、学生、保護者などの直接的なステークホルダーに対して、大学の危機への対応状況を理解してもらい、信頼を得たことに加え、間接的なステークホルダーである公衆から信頼を得ることができたのである。

私立大学は、今後、2020年度（令和2年度）以降の経験も踏まえ、大学の内外において危機的な状況が生じた場合、いつ、どのステークホルダーにどのような情報をどのように公表するのか等について、ガイドライン等を必要に応じて見直し、まだ、ガイドライン等整備していない加盟大学においては、これを整備することが望まれる。情報公表は、他者から強制されるものではなく、自律性を発揮して、自主的に取り組むものだからである。また、ICT技術の発展等に対応し、情報を公表する方法についても、情報の受け手の状況を確認しながら、公表情報へのアクセスの点から定期的に見直す必要がある。

私大連コードでは、会員法人に自らの多様なステークホルダーに対し、私大連コードの遵守状況に関する情報を積極的に公表することを求めている。私大連の役割は、会員法人から私大連コードの「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の報告を受け、その状況を会員法人間で共有し、還元し、また、遵守状況に変更があった場合には、その都度、会員法人からの報告を受けることである。

しかしながら、ガバナンスをめぐる社会的環境は大きく変化している。企業に関する領域において、東京証券取引所は上場企業に対するコーポレート・ガバナンス・コードを2015年（平成27年）に制定し、2018年（平成30年）と2021年（令和3年）に改訂している。これは、環境、社会、ガバナンスを意識したESG投資への世界的な関心の高まりに対応したものである。企業領域に加えて、2019年（令和元年）には、内閣府の下に公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議が設置され、2020年（令和2年）に「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために(最終とりまとめ)」が公表されている。

2021年（令和3年）には、私立大学のガバナンスに関する検討が文部科学省で行われた。私立大学には、それぞれに建学の精神があり、長い伝統を有し、これまで自主的かつ自律的なガバナンスの下で、多様な教育研究を推進し、経営を行っている。各私立大学は、これまでも理事会の構成、評議員会の構成などのガバナンスに関する情報についても情報開示として求められ、公表している。それを確認すれば明らかにように、私立大学は建学の精神や伝統が多様であるがゆえに、ガバナンスのあり方も多様なものになっている。

私立大学の自律性を担保するためにも、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの私立大学のガバナンスへの理解が得られるように、加盟大学は私大連コードの遵守

状況についても積極的に情報を公表することが求められる。新型コロナウイルス感染症に対応した際の経験からも明らかなように、適時に正確な情報を情報の受け手である多様なステークホルダーが理解しやすい形で、自ら積極的に公表することは、社会からの信頼を高め、私立大学の自律性を高めることになる。自律性を高めるためにも、加盟大学は、これまでのガバナンスに関する情報開示に加え、私大連コードの遵守状況についても積極的に情報公表を行った方がよいのである。

なお、私大連コードにおいては、学校法人全体のガバナンスか大学のみガバナンスか明確にされていない部分がある。これらは重なり合う部分があり、私立大学を傘下に有するばかりでなく、異なる学校法人の高等学校を系属化するような場合を含め、学校法人全体の自律性を担保できるように進める必要がある。

(2) 教育情報

① 社会的要請

私立大学は、基本的に、建学の精神や理念にもとづく特徴的な教育を通じて卒業生を世に輩出することを自らの使命としている。私立大学の場合、最近大学が策定・公表することを求められている3つのポリシー（アドミッション・カリキュラム・ディプロマ）も、各大学の建学の精神や理念を現代的に言い換えたものと言える。それゆえ、私立大学が、3つのポリシーを公表するかたちで、広く社会から自らの使命とする教育目的や目標について理解を得るために努力すべきことは当然のことと言える。なお、教育情報を求める社会については、国、会社、学生とその保護者など様々であろうが、ここではすべてを含めた「社会」として一般的に論じていく。

18歳人口の減少の影響もあり、各大学は、志願者を確保するためにも、入試広報的な観点から、ウェブサイトや入試パンフレット等を通じて、3つのポリシーをはじめ、カリキュラムの詳細や概要をなるべく分かりやすく伝えようとしている。確かに、大学において何を教育しているのかについては、設置科目を中心として情報公表は進んでおり、いかなる体系や進度の下で、「学士力」を涵養できるようにカリキュラムを組んでいるのかについて丁寧に分かりやすく説明している大学が多い²⁵。教育科目については、単位数や科目名等で多少の違いが見受けられるにしても、学位に関わることでもあるので、各大学で大きな違いは存在しないように思われる。

また、高校生やその保護者等が大学を選択するための情報として、入学後の教育や卒業後の進路に関する基礎的なデータのニーズは高いため、各大学はさらに、就職状況の他に、教育の質に関する①学修成果・教育成果に関する情報や②学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報、そして③ラーニング・コモンズやアクティブ・ラーニングが可能な教室・施設の整備状況などの定量的な教育情報も公表するようになってきている。

しかしながら、各大学の教育情報の公表は進んでいる一方で、社会の側での満足度は必ずしも上がっていないと指摘されることも多い。こうしたギャップが生まれる背景には、大学に対する社会からの要請に変化があることを認識する必要がある。現在、大学は、一定の専

²⁵ 文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況調査結果のまとめ」<4-I 情報公表の状況> ②公表を行った教育研究活動等の情報

門知識をもった学生を輩出するだけでなく、社会の変革を主導し、変革のトレンドを先取りしたかたちで、先進的・先端的課題を処理できる能力を有した、次世代を担う人材を養成し輩出することが求められるようになってきている。これは、世界との国際競争力を求められている場合だけでなく、地域に密着したフィールドワーク的な場合もあり、各大学や各分野で多様であることはいうまでもない。こうした人材の養成は、研究に裏付けられた教育によりなされるものである。とはいえ、学修成果や教育方法について、いかなる目的のもとで、どのような教育が行われた結果であるのかを丁寧に説明したうえで教育情報を提供すべきことは、各大学にとって共通の課題であると言える。たとえば、ラーニング・コモンズやアクティブ・ラーニングが可能な教室・施設の整備状況を定量的に示したとしても、それだけでは不十分であり、最新の教育方法が次世代を担う人材の養成のためになぜ必要であるのかも説明してはじめて、大学教育の社会的意義をステークホルダーたちに認識してもらえることになる。なお、可視化された学修成果の公表については、具体的には後で触れることにしたい。

さらに、地震等の災害だけでなく、新型コロナウイルス禍も受け、今後、大学には安心・安全な教育環境の整備という新たな課題が生じてきている。PCR 検査の提供、ワクチンの職域接種、教室の換気機能、インターネット環境、遠隔授業のための技術的・財政的支援など、様々な観点から、ウィズ・ポストコロナへの対応に関する情報も教育情報として発信する必要が出てきている。

また、私立大学には建学の精神や理念があることは前述のとおりであるが、私立大学の教育の場は教室だけでなく、キャンパス全体、あるいは学生の自発的な課外活動などを通じた人格教育も活発に行われており、それらが特色ある人材の輩出につながっていることも否めない。こうした、数値には表すことのできない教育の成果についても、丁寧に説明していくことも必要である。

② 可視化された学修成果の公表

2021 年度（令和 3 年度）の学校基本調査によると、私立大学に進学する学生数は全体のおおよそ 74%を占めており²⁶、この数からも私立大学が日本社会の人材育成に大きな役割を担っている。私立大学の魅力は、その多様な建学の精神、歴史、文化、教育理念にあると言えよう。よって私立大学での教育における情報公表のあり方は、各大学が目指すべき教育理念や教育目標に照らし合わせたものであることが前提になる。その公表内容は、教育の成果が学生の学修に現れることを念頭に、社会的な責任を果たす意味でも、内部質保証の観点からも、教育目標に照らし合わせた学生の学修成果を可視化した情報を中心に積極的な公表を行うことが必要である。

情報公開においては、すでに学校教育法施行規則の改正（2011 年（平成 23 年）4 月施行）により教育研究上の目的など教育情報の 9 項目は各大学のウェブサイト等において公開されているが、これからの情報公表においては、より大学の教育理念や教育目標に記されている資質・能力を、学生たちがどの程度身に付けているのかという学修成果

²⁶ 学部及び大学院入学者全体に占める私立大学の割合

の情報が重要であり、その学修成果を可視化する方法は、各大学において創意工夫される必要がある。

さらに具体的な視点や方法について指摘する。まず、大学全体の教育理念と学士課程教育との関係性の整理についてである。各学士課程教育において定められている3つのポリシーは、本来、私立大学としての建学の精神や大学全体の理念・教育目標の下にあるものである。しかし、教育の主体である各学士課程教育の学位授与の方針は、単科大学のごとく、大学全体との関係性が見えにくい場合がある。そのため、今一度、建学の精神に立ち戻り、それらを踏まえた大学全体の教育目標の策定や各学士課程における3つのポリシーの見直しを行うことも必要である。

次に、情報公表のデータについてである。学生の豊かな学びのすべてを数値で評価することは不可能であることを前提に、大学の教育理念・目標に関する資質・能力は直接的及び間接的データにおいてできるだけ収集し、評価、公表することが望ましい。直接的な評価としては、前述の教務上の事実的なデータに加え、教育理念に対応する授業や活動の評価が対応する。間接的な評価としては、私立大学として重要な学生の満足度や成長感といったことを、学生本人に聞き取る学生調査やヒアリングなどが挙げられる。

また、たとえば、TOEFL/TOEIC等のスコア、各種の資格試験の合格者数、就職先・就職率などの数値化できる指標も学修成果の一部となりうるだろうが、これは学修成果の全部ではないし、本質ではない。やはり、大学における教育の成果は、「何のために」行われた教育であるのかと密接に関係する。その際、問題発見・解決能力やプレゼンテーション・コミュニケーション能力といった社会で必要とされる能力をもった人材をいかに育てたかが重要となる。これらは容易に数値化できるものではないが、だからといって、情報を公表できないものでもない。たとえば、フィールドワークやコンクールでの学生の活躍ぶりに関する活動記録などを学内新聞等で公表している大学も多い。他方で、教育の成果については、教員による正規授業の他、課外活動等を通じたキャンパス全体での人格形成の部分をどこまで評価するのか、また、国際競争力や地域貢献力をもった人材の輩出など各大学の個性に関係するものをいかにして情報化するかなど、多くの課題があると言える。

多様な教育目標に対応する多様な可視化された学修成果、それが私立大学における情報公表の相応しいあり方であり、その方法に関しては、大学間の連携において情報共有されるべきである。

なお、大学の教育は研究を前提としたものであり、教育の基礎となる研究に関する情報についても、大学における研究倫理への取り組みを含め、個々の教員の研究課題や外部資金の受け入れ状況等についても広く公表することが求められる。

③ 学修成果の可視化の状況や取組

大学教育の質保証が高等教育政策の重要課題として認識されている今日、DP、CP、APの3つのポリシーを教育の質保証といった視点から検証し、学修成果の可視化をどう進展させ、測定するかが求められている。特にDPやCPと教育をどう関連づけるかといった、3つのポリシーと実際の学生の学修成果の関係性を教育情報として公表する

ことも多くの大学が進めつつある。

今回、私大連加盟校を対象にアンケート調査を実施し、その中の質問「教育の質等に係る情報のウェブサイトへの公開状況」をまとめたものが【表1】である。この中で、学修成果・教育成果に関する情報では、「卒業生からの評価」は75.7%が情報を把握あるいは取り組んでいると回答し、公開の割合も70%を超えるなど高い。「卒業論文・卒業研究の水準」はおおよそ半数近くが情報を把握あるいは取り組んでいると回答し、公開割合も60%を超えている。一方、「各授業科目における到達目標の達成状況」の把握や取組は50%以下であり、公開割合も54%弱となっている。また、「卒業生に対する評価」の把握や取組を行っている大学の比率は37.4%と低い一方で、公開割合は63%程度となっている。

一方、学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報に関しては、「GPAの活用状況」、「履修系統図の活用状況」、「ナンバリングの実施状況」、「教学IRの整備状況」等の各項目について、情報の把握または取組を実施している大学はいずれも70%程度から70%を超えており、公開割合も60%程度から94%とかなり高い結果となっている。

さらに、その他の情報には、上記の学修成果・教育成果につながる具体的な教育の取組である「PBL科目の開設状況」、「学修支援制度の整備状況」、「初年次教育の内容」、「電子ジャーナルの整備状況」、「図書館の蔵書数」、「ラーニング・コモنزの整備状況」、「アクティブ・ラーニング可能な教室の整備状況」が含まれているが、いずれの項目について情報を把握または取組を実施している大学は70%を超え、公開割合も多くは80%以上高い数値を示している。

PBL科目を設置し、学修支援体制やラーニング・コモنزを整備し、初年次教育を充実させるなどの取組を進展させていることが示されているが、これらの取組が学修成果や教育成果、特にDPの達成につながっているかを把握することが重要となる。単体の取組として完結するのではなく、学修成果の達成に向けてのPDCA実施の枠組みを構築するという視点から情報の公開を進める必要がある。教学IRの整備状況も調査結果からは進展してきていることから、教学IRと連携して上記の学修成果の達成とそのためPDCA実施の枠組みを構築して、情報公開を進めていくことも可能と思われる。

学修成果の可視化について、各大学で取組状況に差があるが、公表が求められていることはいうまでもない。各授業科目における到達目標の達成状況などは分野や大学の規模によっても取組状況は多様であり、卒業論文や卒業研究の水準についても学問分野によって評価基準や評価の分布などに差異が見られると思われる。それだけに、他大学の状況を把握して、自大学の学修成果の達成の枠組みを構築するための参考にしたいと考える大学も少なくない。他大学のグッドプラクティスを参考にしながら、今後、各大学が時間をかけて社会から求められる情報公表の姿に近づけていくことを期待したい。

なお、私立大学においては、体育会やサークルなどの課外活動も教育の一端を担っている。そのため、こうした課外活動についても、その活動内容や成果を可視化できるようにすることが望まれる。

【表1】教育の質等に関わる情報のウェブサイトへの公開状況²⁷

	情報の把握または 取組実施の有無	情報の公開方法 【左記が有の場合のみ】					公開 割合		
		有	無	①	②	③		④	⑤
1. 学修成果・ 教育成果 に関する情報	・各授業科目における到達目標の 達成状況	57 (49.6%)	58 (50.4%)	2 (3.5%)	3 (5.3%)	14 (24.6%)	11 (19.3%)	27 (47.4%)	53.6
	・卒業論文・卒業研究の水準 (研究テーマ、評価基準、評価の平均 値及び分布等)	59 (51.3%)	56 (48.7%)	4 (6.8%)	5 (8.5%)	13 (22.0%)	15 (25.4%)	22 (37.3%)	62.7
	・卒業生に対する評価 (就職先へのアンケート等によるもの)	43 (37.4%)	72 (62.6%)	6 (14.0%)	0 (0.0%)	19 (44.2%)	2 (4.7%)	16 (37.2%)	62.8
	・卒業生からの評価 (卒業生自身へのアンケート等によるもの)	87 (75.7%)	28 (24.3%)	10 (11.5%)	2 (2.3%)	42 (48.3%)	8 (9.2%)	25 (28.7%)	71.3
2. 学修成果・ 教育成果を 保証する条件 に関する情報	・GPA の活用状況 (学位プログラム毎のGPAの平均値及び 分布、選考基準としての利用事例 等)	89 (77.4%)	26 (22.6%)	10 (11.2%)	8 (9.0%)	26 (29.2%)	11 (12.4%)	34 (38.2%)	61.8
	・履修系統図の活用状況 (学位プログラム毎のカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、 またはそれに代わるもの)	100 (87.0%)	15 (13.0%)	3 (3.0%)	14 (14.0%)	66 (66.0%)	11 (11.0%)	6 (6.0%)	94.0
	・ナンバリングの実施状況	86 (74.8%)	29 (25.2%)	5 (5.8%)	13 (15.1%)	49 (57.0%)	15 (17.4%)	4 (4.7%)	95.3
	・教員の業績評価の状況	54 (47.0%)	61 (53.0%)	7 (13.0%)	0 (0.0%)	16 (29.6%)	9 (16.7%)	22 (40.7%)	59.3
	・教学IRの整備状況 (組織的な根拠データの収集の体制 等)	80 (69.6%)	35 (30.4%)	18 (22.5%)	2 (2.5%)	29 (36.3%)	8 (10.0%)	23 (28.8%)	71.2

実施・公開率が7割以下の項目

最多回答の項目

- ①自己点検・評価に含めて公開
- ②大学案内等の冊子PDF内に含めて公開
- ③教育情報に関するウェブページを作成し公開
- ④その他
- ⑤公開していない

²⁷ 「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」(令和3年度 当分科会) 【教育情報に関する設問】 設問3.

【表1】教育の質等に関わる情報のウェブサイトへの公開状況（続き）

	情報の把握または 取組実施の有無		情報の公開方法 【左記が有の場合のみ】					公開 割合	
	有	無	①	②	③	④	⑤		
3. その他の 情報	・ PBL 科目の開設状況	82 (71.3%)	33 (28.7%)	10 (12.2%)	9 (11.0%)	33 (40.2%)	21 (25.6%)	9 (11.0%)	89.0
	・ 学修支援制度の整備状況	100 (87.0%)	15 (13.0%)	10 (10.0%)	6 (6.0%)	66 (66.0%)	13 (13.0%)	5 (5.0%)	95.0
	・ 初年次教育の内容	99 (86.1%)	16 (13.9%)	14 (14.1%)	16 (16.2%)	46 (46.5%)	15 (15.2%)	8 (8.1%)	91.9
	・ 電子ジャーナルの整備状況	101 (87.8%)	14 (12.2%)	24 (23.8%)	4 (4.0%)	42 (41.6%)	27 (26.7%)	4 (4.0%)	96.0
	・ 図書館の蔵書数	108 (93.9%)	7 (6.1%)	27 (25.0%)	10 (9.3%)	43 (39.8%)	25 (23.1%)	3 (2.8%)	97.2
	・ レーニング・コモンズの整備状況	98 (85.2%)	17 (14.8%)	17 (17.3%)	11 (11.2%)	40 (40.8%)	20 (20.4%)	10 (10.2%)	89.8
	・ アクティブ・ラーニング可能な教室の 整備状況	86 (74.8%)	29 (25.2%)	9 (10.5%)	6 (7.0%)	32 (37.2%)	9 (10.5%)	30 (34.9%)	65.1
	・ 卒業論文、修士論文等の卒業 (修了)に関わる成果物 (論文サマリー、卒業制作等)	69 (60.0%)	46 (40.0%)	2 (2.9%)	3 (4.3%)	11 (15.9%)	19 (27.5%)	34 (49.3%)	50.7
	・ 独自の取組を行っている授業の 情報 (企業や自治体などとの連携授業など)	98 (85.2%)	17 (14.8%)	6 (6.1%)	10 (10.2%)	54 (55.1%)	26 (26.5%)	2 (2.0%)	98.0

実施・公開率が7割以下の項目
 最多回答の項目

- ①自己点検・評価に含めて公開
 - ②大学案内等の冊子PDF内に含めて公開
 - ③教育情報に関するウェブページを作成し公開
 - ④その他
 - ⑤公開していない

(3) 財務情報

① 透明性・信頼性の確保

私大連コードの基本原則の1つに「継続性」が挙げられているが、大学が建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努めるためには、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努めることが必要となる。よって各大学は、監査法人により会計監査を受け、監査を受けていることを含め、財務情報について積極的に公開し、同じく基本原則の1つである「信頼性・透明性」の確保に努めるのは当然である。

この度当分科会で実施した「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」における【財務情報に関する設問】では、財務情報の公開対象として最も意識しているステークホルダーについて「特定のステークホルダーはいない」と回答した大学は84校

(73%)あり、多くの大学が特定のステークホルダーを意識してないことが判明した。

【表2】

また、財務諸表に係る工夫では、財務分析に利用される事業活動収支計算書、貸借対照表について、経年推移の状況、各勘定科目を説明する資料、財務比率等を活用した財務分析、グラフや図表の活用が高い割合で回答があり、各大学で財務諸表に係る工夫は行われていることも判明した。ただし、「内訳表の公表」については約20%の大学の実施にとどまり【表3】、大学部門の財務比率は約80%の大学で公表されていない。【表4】

さらに【新型コロナウイルス感染症に係る情報公開に関する設問】の財務関係の設問では、「新型コロナウイルス感染症対応により生じた支出のウェブサイトでの公表・説明」を公開した大学は27.8%と少数の回答であった。【図1】

② 更なる公表の工夫

調査結果より財務情報の公開は、法令を裏付けとした「量的」な部分での情報公開ができて一方、「2. ②」でも述べたとおり「質的」な部分で工夫の余地を残しており、この充実に向けて考えを提示する。

具体策としては、予算・決算情報を公開するにあたり、「経年推移の状況」、「財務比率等を活用した財務分析」、「各勘定科目を説明する資料」、「図表・グラフの活用」等²⁸、正確な判断に資する適切な補足説明を添えることを推奨する。例えば、収支差額が思わしくなければ改善策に加えてその時点ではネガティブな情報をも開示し、良好であれば今後の教育研究を見据えた施設設備の充実や奨学基金への積み立て等、さらなる投資の可能性といった補足が必要となる。

また、これらの情報をより正確に伝えるために、貸借対照表の注記事項の公開²⁹や、計算書類の勘定科目を小科目レベル³⁰、金額を1円単位にするといった、より細部まで伝える姿勢が重要になる。さらには、これら財務情報等の公開に関する規程を学内で整備する必要がある³¹。併せて、財務目標（数値、目的）や予算・決算の承認プロセスの公開やコロナ対応として新たに支出した費目とその科目の説明も進める必要がある。

さらに、学校法人会計は、企業会計とは全く異なる会計でありながら、決算結果の財務比率や、その数値を企業会計に倣い公表した場合、世間に大きな誤解を与えてしまう可能性がある。このため、企業会計の考え方をを用いた財務比率の公開や他大学との比較は、慎重かつ注意が必要となる。例えば、どのくらい効率よく収益を上げているかを示すROE³²を学校法人会計に置き換え、比較した場合、上位校は経営良好の側面を持つと見なされる一方で、効率を重視しているとも見なされかねない。

²⁸ 文部科学省「学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査」調査票 Q14

²⁹ 同調査票 Q5

³⁰ 同調査票 Q5

³¹ 同調査票 Q16

³² 自己資本利益率 = 基本金組入前当年度収支差額 ÷ 純資産

また企業会計でなくとも、奨学金比率³³について、上位校は多くの学生に（もしくは一部の学生に多額の）奨学金を支給していることを示しながら、奨学金の対象となっていない学生に対する還元策の必要性を示している。つまり、財務比率の結果を1つの側面にとらえることは難しく、安易に横並びで比較してしまうと各大学の本質が伝わらない可能性がある。

財務情報開示の際は、各大学の理念・方針（例えば、今後の施設計画や奨学金のあり方等）を踏まえ、細かい部分まで積極的に公表するとしながらも、他大学との比較には慎重を期し、自大学からの視点を軸として補足説明を添えることを推奨したい。また、より適切に学校法人の財務状況を説明できる新たな共通指標について検討することも、今後の方策として考えられる。

なお、財務情報については、学校法人全体の財務情報か大学のみ財務情報か明確に区分されていない場合もある。これらは重なり合う部分があるが、当該財務情報が学校法人傘下の大学のものか、高等学校のものか等が明確にわかるように財務情報を公開できるように進める必要がある。

【表2】財務情報の公開対象として最も意識しているステークホルダー³⁴

学生	保護者	高校生	卒業生	寄附者	その他	特定のステークホルダーはいない	合計
1 (0.9%)	23 (19.1%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	5 (5.2%)	84 (73.0%)	115

【表3】財務諸表に係る工夫³⁵

	資金収支 計算書		事業活動収支 計算書		貸借対照表	
	有	無	有	無	有	無
(1) 経年推移の掲載	96 (83.5%)	19 (16.5%)	109 (94.8%)	6 (5.2%)	109 (94.8%)	6 (5.2%)
(2) 各科目の平易な説明の掲載	89 (77.4%)	26 (22.6%)	91 (79.1%)	24 (20.9%)	77 (67.0%)	38 (33.0%)
(3) 財務比率等を活用した財務 分析の掲載	56 (48.7%)	59 (51.3%)	102 (88.7%)	13 (11.3%)	97 (84.3%)	18 (15.7%)
(4) グラフや図表を活用した 説明の掲載 ※一部科目のみの場合も有	53 (46.1%)	62 (53.9%)	88 (76.5%)	27 (23.5%)	70 (60.9%)	45 (39.1%)
(5) 内訳表の公表	22 (19.1%)	93 (80.9%)	26 (22.6%)	89 (77.4%)	/	

³³ 奨学金比率＝奨学金支出÷学生生徒等納付金収入

³⁴ 「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」（令和3年度 当分科会）【財務情報に関する設問】 設問1.

³⁵ 「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」（令和3年度 当分科会）【財務情報に関する設問】 設問3.

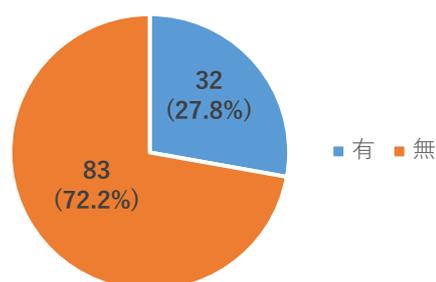
【表4】主な財務比率（大学部門）のウェブサイトへの公開状況³⁶

主な財務比率	大学部門	
	有	無
・人件費比率	24 (20.9%)	91 (79.1%)
・人件費依存率	20 (17.4%)	95 (82.6%)
・教育研究経費比率	23 (20.0%)	92 (80.0%)
・管理経費比率	23 (20.0%)	92 (80.0%)
・借入金等利息比率	19 (16.5%)	96 (83.5%)
・事業活動収支差額比率	24 (20.9%)	91 (79.1%)
・基本金組入後収支比率	20 (17.4%)	95 (82.6%)
・学生生徒等納付金比率	23 (20.0%)	92 (80.0%)
・寄付金比率	19 (16.5%)	96 (83.5%)
・経常寄付金比率	14 (12.2%)	101 (87.8%)
・補助金比率	20 (17.4%)	95 (82.6%)
・経常補助金比率	14 (12.2%)	101 (87.8%)
・基本金組入率	21 (18.3%)	94 (81.7%)
・減価償却額比率	19 (16.5%)	96 (83.5%)
・経常収支差額比率	19 (16.5%)	96 (83.5%)
・教育活動収支差額比率	17 (14.8%)	98 (85.2%)
・教育活動資金収支差額比率	6 (5.2%)	109 (94.8%)

【図1】新型コロナウイルス感染症対応により生じた支出のウェブサイトでの公表・説明の状況³⁷

○公開状況（予定含む）

有	無
32 (27.8%)	83 (72.2%)



³⁶ 同上 設問4.

³⁷ 「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」（令和3年度 当分科会）【財務情報に関する設問】 設問3.

(4) 比較可能性

① 比較可能性の捉え方

公表する情報が意図しない形で利用され、各種ランキングの作成に活用される可能性がある一方で、公表している以上はランキングの作成を防ぐことはできない。そうであるなら、ランキングの作成に活用されることを過度に恐れるのではなく、社会からの信頼と支援を得るため、現に存在する偏差値や就職実績等のランキングでは測れない自大学の様々な取組を積極的に公表すべきである。また、大学間の情報を比較できるようにする場合、同種の取組を先行して実施している海外の取組が参考になる。例えば、米国教育省の College Scorecard³⁸ では、複数の大学の Average Annual Cost、Graduation Rate 等の 17 項目が、わかりやすく比較できるようになっている。これを参考に各大学の情報の一部を一覧化して比較することができれば、受験生、保護者、高等学校教員等のステークホルダーが期待している情報をわかりやすく公表することができるのではないかな。

さらに、比較の対象は他大学（横の比較）だけではない。他大学との比較については一の大学の努力だけで可能になるものではないが、各大学の努力で実現可能な取組として、自大学の「過去との比較」（縦の比較）が挙げられる。保護者等のステークホルダーは、自身の経験により大学を認識している可能性があるため、自大学の過去と現在を比較して、特色、強み、特に力を入れている点等を積極的に公表しながら、これまでの努力の跡を示すことも重要である。

なお、今般の新型コロナウイルス禍では、各大学における入学式開催の有無や支援金の有無等もステークホルダーの関心を集めた。平時には比較対象とならない情報が、危機状況下には比較対象となり得ることがあることを付言する。

② ステークホルダーが求める情報

情報の公表については、すでに多くの項目について法定化等がなされているため、多くの大学は真摯に対応を行っているが、教育基本法第6条に規定される公の性質を有する学校として、ステークホルダーからの意見に真摯に耳を傾けながら、改善を続けていく必要がある。また、同じ税制優遇や公的資金の投入を受けている機関として、他の公益法人と遜色のない対応が必要である。

情報の公表に向けた努力を続けているものの、各大学のウェブサイトの構成は千差万別であるため、複数の大学の同種の情報を探し出して比較することが困難である場合が多く、高等学校の教員等からは、統一の形式での公開³⁹、大学間や経年比較できる情報等⁴⁰が求められている。また、高校生が求める情報として①学校で勉強できる内容、②

³⁸ College Scorecard (<https://collegescorecard.ed.gov/>)

³⁹ Kawaijuku Guideline2010.9 14 頁

(https://www.keinet.ne.jp/magazine/guideline/backnumber/10/09/toku_1009.pdf)

⁴⁰ 中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会（第9回）資料2 11頁

入試の方法や難易度、③取れる資格の内容や合格率等が、保護者が求める情報として④進学費用、⑤学部・学科の内容、⑥就職の状況等が挙げられている⁴¹。教育機関である以上、①⑤は当然の結果と言えられるが、③⑥など、特に卒業後の進路に関する事項についての関心が高い。大学は「学術の中心」であり「就職予備校」ではないのはもちろんではあるが、社会（学外）の声に歩み寄る努力も必要である。なお、2021年（令和3年）8月～9月にかけて当分科会が実施した「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」の結果によれば、ウェブサイト上で公開している特にアクセス数の多い教育情報として、「学部学科紹介」、「入学志願者向け情報・入試情報」及び「キャリア支援、就職・進学先、資格関連」の3項目が「10件以上の複数回答があった項目」となっている。入学前（入試）及び入学後（教育内容）に加えて、卒業後（就職、資格等）に対する関心が高いことは間違いない。ただし、就職実績があるからといって、当該企業による採用枠が確保されているわけではない。

多くの情報を公表すべきであることは間違いないが、就職実績と採用枠との混同など、ステークホルダーが誤解を招かないよう、その情報が何を意味し、なぜそのような結果となったか等の各大学における分析や解説を併せて公表することが必要である。加えて、真に必要とされている情報を公表できるよう、ステークホルダーの意見を聴取する仕組みを構築することも検討すべきである。

③ 大学ポートレート

2015年（平成27年）3月から大学ポートレートにおいて、全ての大学が共通の様式で教育情報を公表している。現状では、大学ポートレートへのアクセス数が多くない、情報の内容が難しく、受験生や保護者に分かりやすい情報になっていない、大学間や経年の比較・検討が行いづらい等の課題がある⁴²ほか、高校教員の利用状況が著しく低い⁴³。また、「大学ポートレートステークホルダー・ボード」からは、比較ができないものは使いづらい、各大学のウェブサイト中途半端に載せているような感じで逆に分かりづらい等の意見⁴⁴が寄せられている。しかしながら、既に大学共通の仕組みが構築されている意義は非常に大きい。大学ポートレートへ大学間の情報の比較を可能にする機能を追加し、より一層の認知度の向上と利用の促進を図ることが望ましい。

ここで比較が想定される情報は、教育関係者や大学関係者でなくても理解できる内容・表現に限定されるべきであり、例えば（1）大学名、（2）所在地、（3）学部名、

https://www.mext.go.jp/content/1419954_4_2.pdf

⁴¹ 脚注39の資料 5頁及び7頁

⁴² 中央教育審議会大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）資料2-2 10頁
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/02/16/1401212_4_1.pdf

⁴³ 脚注39の資料 10頁

⁴⁴ 大学ポートレート運営会議（第14回）資料4
https://portraits.niad.ac.jp/files/20210210_s4.pdf

(4) 費用、(5) 奨学金の支給実績額⁴⁵、(6) ウェブサイトのアドレス、(7) 認証評価機関から評価された事項、(8) 主な就職実績等が考えられる。また、現状では、学生が所属している組織の最小単位が学科であることが多いことから、学科別の(9) 学科名、(10) 所在地、(11) 費用、(12) 学位授与の方針、(13) 教育課程の編成・実施方針、(14) 定員、(15) 入試の種類、(16) 学位名、(17) 卒業率等も考えられる。その際、これらの情報の必要性を明らかにし、特に(12)(13)については、受験生が理解しやすい表現にする等の工夫が必要である。さらに、ステークホルダーが、多くの情報の中から個々のニーズに応じて情報比較を行えるよう、自らが閲覧、比較したい情報を選択できる機能を備えることが望ましい。

既に各大学は、最新の教育研究情報の公表、入試情報の公表等の通常業務に加え、法令の改正、補助金の申請、認証評価への対応等のたびに多くの力を割いてきている。この点については強く認識しておく必要がある。そのため、大学ポートレートへの大学間の情報の比較を可能にする機能の追加など、新たな取組を行う際には、大学の負担軽減の観点からも検討を行うべきである。

例えば、認証評価については負担が大きい割に社会からの認知度が高いとはいえない。また、大学独自のウェブサイトの管理運営に加えて、大学ポートレートへ情報を入力する作業についても、その利点が見えにくいいため負担感がある。そのため、例えば、大学ポートレートを管理している日本私立学校振興・共済事業団と認証評価機関との連携を強固なものとし、大学ポートレートを通じて最低限必要となる定量的な情報その他の認証評価に必要な情報を公表していれば根拠資料の提出が免除される仕組みを新たに構築するなど、少なくとも、既に認証評価機関との連携が可能になっている国立大学と同水準の環境⁴⁶を整備すべきである。これにより、負担軽減が図られるとともに、大学の大学ポートレートへの最新情報の入力意欲並びにそれに伴う大学ポートレートの認知度及びアクセス数の向上が期待される。さらに、大学ポートレートへの、大学間の情報の比較を可能にする機能の追加を行う際には、「認証評価機関から評価された事項」(前記(7))を追加することで、認証評価の認知度向上にも資することができる。

なお、情報の比較、大学ポートレート等については、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会においても、質保証システムにおける「情報公表」の項で言及されている。上述した大学ポートレートをを用いた情報の比較、認証評価への活用が、我が国の大学の「質保証システム」として位置付けられることを期待したい。

(5) 非常事態下の情報発信

⁴⁵ College Scorecard に倣い、最少額と最大額を想定している。

⁴⁶ 令和2年度大学ポートレートステークホルダー・ボード資料4

(https://portraits.niad.ac.jp/files/20200925_s4.pdf)

当分科会では、令和2年度に『新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信』に関する調査を実施し、新型コロナウイルス感染症への対応について、加盟大学がどのように情報を発信したかを確認した。以下では、「非常事態下の情報発信」として、同調査結果の取りまとめの概要を示す。

① 非常事態下の情報発信の課題

新型コロナウイルス感染症という経験したことのない危機的な状況において、私立大学はその自律性を維持し、公共性や信頼性・透明性を高めるため、とりわけ情報発信の迅速性や発信内容のわかりやすさといった面での試行錯誤に取り組んだ。その一方で、多くの課題も浮き彫りとなった。非常事態下の情報発信では、より広報の視点を有する必要があり、普段は強く意識することのない間接的なステークホルダーである「公衆」から信頼を得ることも目的とすることが求められると言える。

② 非常事態の情報発信に対応するマニュアルの整備

新型コロナウイルス禍を契機に、情報発信数の増加による重要情報の埋没や、刻一刻と変化する感染状況の中での発信情報の決定の遅滞、情報発信部署との連携不足等、通常時にはさほど大きな問題とはならない事項が、課題として各大学に認識されることとなった。この経験から、多くの大学が危機状況下における情報発信をマニュアル化し、将来の危機状況への備えとした。マニュアルが未整備の大学においても、これまでの情報発信の方策及び課題等を振り返り、マニュアルの整備に努めることが重要である。

【参考：図2、図3】

③ 多様な情報発信ツールの使用

授業の実施状況等の教育に関わる情報については、多くの加盟大学がウェブサイトやポータルサイトを利用して発信した。SNSを利用した大学もあり、特に非常事態下には、教育情報が確実に伝わったことを確認できる仕組みの構築も望まれる。【参考：図4】

学生納付金、学生支援に関する情報については、保護者に対して文書郵送で情報を発信した大学もあった。非常事態下に、大学がどのような対応を取るのかは保護者も当然強い関心を寄せており、丁寧な情報発信が必要である。

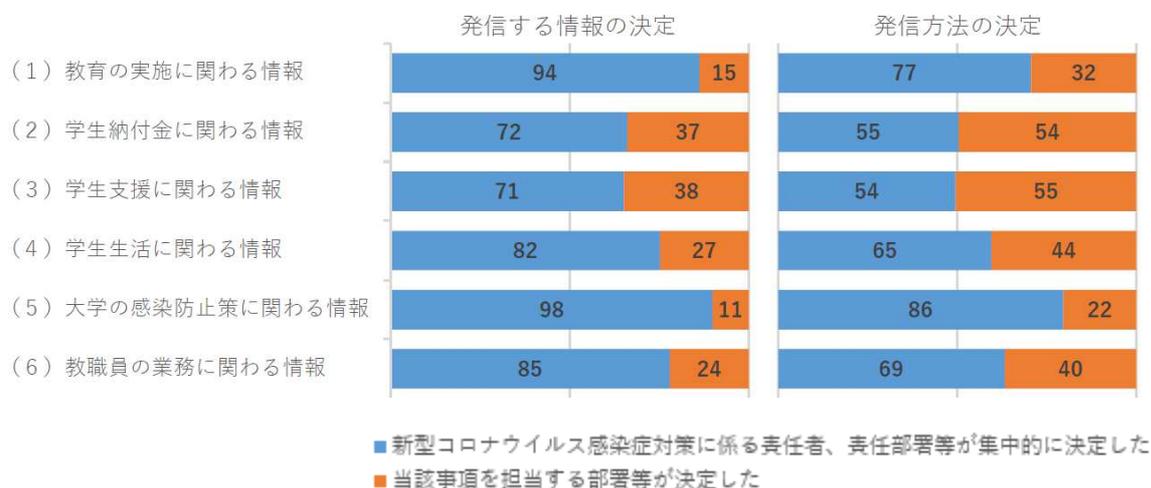
④ 経営状態の確認

非常事態下に学生を支援し、教育を維持するためには多額の資金が必要となる。このため、とくに非常事態下では、学生の経済的支援やICT環境の整備など、多額の資金を支出しつつ大学が存続でき、充実した教育を維持できるのかについて学生、保護者のみならず社会全体が関心を持つと考えられる。

公益性を有する学校法人として、普段から透明性を高めるために財務状況や経営状況を公表することは当然であるが、とくに非常事態下では、非常事態による影響を踏まえ

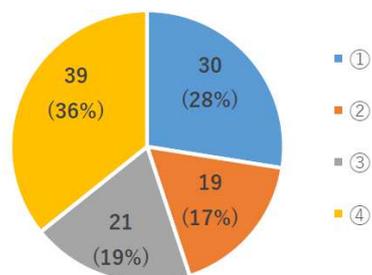
た最新の経営や財務に関わる情報を積極的に公表することが重要となる。そのような公表により、大学の取組への、社会からの理解と賛同を得ることにもつながる。【参考：表4】

【図2】感染症への対応等に関する情報の発信内容及び発信方法の決定者⁴⁷



【図3】危機管理時の情報発信のマニュアル等における感染症の発生への対応状況⁴⁸

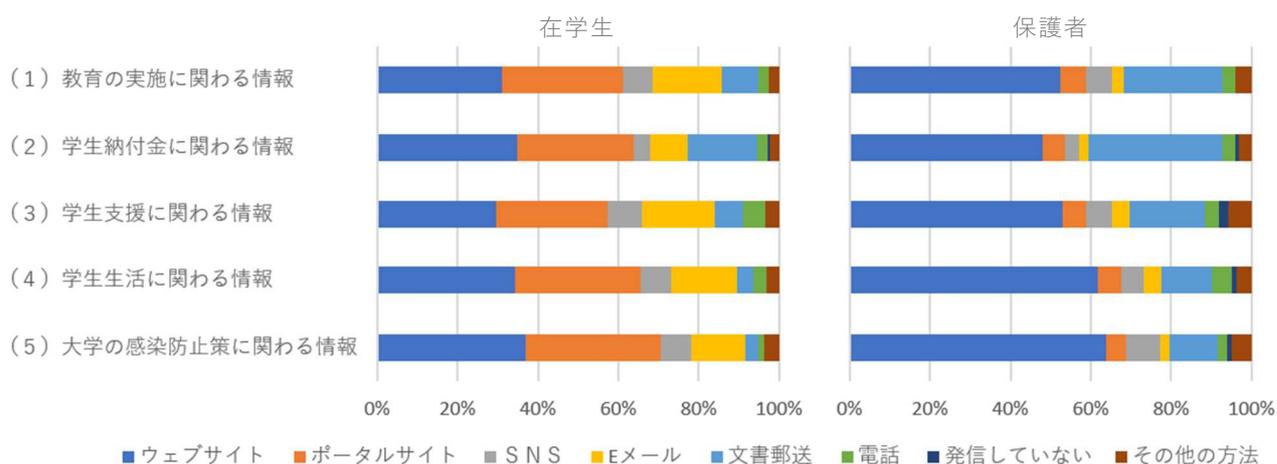
回答数(校) ／ 割合(%)	選択肢
30 (28%)	①感染症の発生に特化したマニュアルを整備している
19 (17%)	②緊急時における情報発信のマニュアル等に、感染症も含んでいる
21 (19%)	③現在も整備していない
39 (36%)	④現在は整備済 または 現在整備中



⁴⁷ 『『新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信』に関する調査結果』（2021（令和3）年3月 当分科会）6頁 設問3.

⁴⁸ 同上5頁 設問2.

【図4】新型コロナウイルス感染症に関する情報の発信状況（在学生及び保護者宛）⁴⁹



【表4】会員法人における経営状態の確認、ウェブサイトへの公表状況⁵⁰

	有	無
法人内の会議体における私学事業団「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のステータスの確認	52 (45.2%)	63 (54.8%)
（上記が有の場合）ステータスの公表	9 (17.3%)	43 (82.7%)
「有」の大学に占める割合		
全体に占める割合	(7.8%)	(37.4%)
（上記が有の場合）補足説明や解説の添付	8 (88.9%)	1 (11.1%)
「有」の大学に占める割合		
全体に占める割合	(6.9%)	(0.9%)

※ は回答が多い項目

⁴⁹ 同上6頁 設問4.

⁵⁰ 「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」（令和3年度 当分科会）【新型コロナウイルス感染症に係る情報公開に関する設問】 設問4.

4. 情報公表の取組事例

加盟大学では、学修成果、教育成果の積極的な説明責任を果たすため、様々な情報公表の取組を行っている。情報公開検討分科会では、本最終報告のとりまとめに向けて実施した「教育情報及び財務情報の公開状況に関する調査」への回答を踏まえ、回答いただいた加盟大学のウェブサイトを開覧し、情報公表の取組事例を収集した。

事例は、あくまで調査に回答いただいた内容に関わる事例のみとなり、全ての取組を網羅するものではない。また、加盟大学のすべてのウェブサイトを詳細に確認した結果ではないが、閲覧者の立場に立って、公表内容が詳細または分かり易い（=積極的な説明）と感じたサイトをピックアップした。加盟大学における情報公表に向けた取組の一端に触れていただく参考となれば幸いである。

なお、本提言のPDF版（私大連ウェブサイトから入手可）では、URLをクリックすることで当該サイトを閲覧できるようにしているため、活用いただきたいが、URLは2022年（令和4年）3月8日時点のものであり、各大学の都合で更新・変更等がされていることもあるので注意を願いたい。

（1）教育情報に関する事例

調査【教育情報に関する設問】「設問3. 教育の質等に関わる情報のウェブサイトへの公表状況」の選択肢回答を踏まえてピックアップした。

- ▶ 「アセスメント・ポリシー」に基づく検証【拓殖大学】
<https://nop.takushoku-u.ac.jp/report/001188.html>
- ▶ 卒業論文に関する情報【実践女子大学】
https://www.jissen.ac.jp/learning/bungaku/kokubun/graduation_thesis/index.html
- ▶ 就職先企業等に対するアンケート調査結果【武蔵野大学】
<https://www.musashino-u.ac.jp/student-life/career/enquete2020.html>
- ▶ 学生アンケート及び卒業時アンケート【中央大学】
<https://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/survey/>
- ▶ 卒業後10年調査【早稲田大学】
<https://www.waseda.jp/inst/ches/cher/about/>
- ▶ GPAの活用【広島女学院大学】
<https://www.hju.ac.jp/guide/record.php>
- ▶ カリキュラムマップについて【学習院大学】
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/curriculummap.html>
- ▶ ナンバリング制度【東邦大学】
https://www.toho-u.ac.jp/univ/hojin_info/kyougaku/numbering.html
- ▶ 教育・研究等業績評価【芝浦工業大学】
<https://www.shibaura-it.ac.jp/about/education/evaluation/achievements.html>
- ▶ IRの推進体制【早稲田大学】
<https://www.waseda.jp/inst/ches/cher/ir/>

(2) 財務情報に関する事例

調査【財務情報に関する設問】「設問3. 財務情報公開に係るウェブサイト上の工夫」の選択肢回答を踏まえてピックアップした。

- ▶ 財政運営の考え方（図表等の活用）【立命館大学】
<http://www.ritsumei.ac.jp/financialreport/>
- ▶ 財務状況に関する全般的な説明（図表等の活用）【立教大学】
<https://www.rikkyogakuin.jp/disclosure/reports/fr9ga200000010bk-att/2020kessan.pdf>
- ▶ 学校法人会計の特徴と企業会計との違い【津田塾大学】
<https://www.tsuda.ac.jp/aboutus/disclosure/financial/accounting.html>
- ▶ 資金収支計算書等における昨年度との差異の説明【明治大学】
<https://www.meiji.ac.jp/chousaka/6t5h7p00003b5gch-att/a1623985743091.pdf#page=3>
- ▶ 資金収支・事業活動収支内訳表【桃山学院大学】
<https://www.andrew.ac.jp/gakuin/approach/pdf/2020/20-04.pdf>
- ▶ 大学部門の各種財務比率【山梨英和大学】
https://www.yamanashi-eiwa.ac.jp/wp_eiwa/wp-content/uploads/2016/03/bbe0f385fdc888e4a891708a7e846a49.pdf#page=15
- ▶ 主な財務比率の他大学との比較【皇學館大學】
<https://www.kogakkan-u.ac.jp/kogakkan/pdf/01zjwk.pdf#page=8>
- ▶ 各種財務比率の経年比較と解説【京都精華大学】
https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/report/gjh1lq00000029dg-att/2020_hosoku_kakusyuzaimuhiritu.pdf
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応への支出等に関する情報【立命館大学】
<http://www.ritsumeikan-trust.jp/file.jsp?id=499210&f=.pdf>

(3) その他

教育情報、財務情報のウェブサイト上の公開で、ステークホルダー目線で機能・表現上の工夫がなされているものをピックアップした。

- ▶ 閲覧者の任意で地域等が選択可能な海外協定校一覧【上智大学】
<https://www.sophia.ac.jp/jpn/global/global/exchange-partner.html>
- ▶ 各学部等の方針を含めて一覧化された教育目標・各種方針【法政大学】
<https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/>
- ▶ 大学ウェブサイトの日英ミラー表記【立命館アジア太平洋大学】
日 <https://www.apu.ac.jp/home/> 英 <https://en.apu.ac.jp/home/>

経営委員会情報公開検討分科会委員名簿

(令和4年3月時点)

担当理事	西原廉太	立教学院	大学総長
分科会長	出見世信之	明治大学	商学部長
委員	山田礼子	同志社	社会学部教授
	高辻智長	明治学院	学長室次長兼総合企画室次長
	原徹	桃山学院	桃山学院大学 大学統括部長
	大槻洋平	立教学院	総長室教学改革課
	萬歳寛之	早稲田大学	法学学術院教授、 法学研究科教務主任

一般社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

125 大学 (令和4年3月現在)

愛知大学	城西国際大学	武蔵野大学	昭和女子大学
亜細亜大学	順天堂大学	武蔵野美術大学	園田学園女子大学
青山学院大学	金沢星稜大学	名古屋学院大学	創価大学
跡見学園女子大学	関西大学	南山大学	大正大学
梅花女子大学	関西学院大学	日本大学	拓殖大学
文教大学	関東学園大学	日本女子大学	天理大学
筑紫女学園大学	関東学院大学	ノートルダム清心女子大学	東邦大学
中央大学	慶應義塾大学	大阪学院大学	東北学院大学
中央大学	恵泉女学園大学	大阪医科薬科大学	東北公益文科大学
大東文化大学	敬和学園大学	大阪女学院大学	東海大学
獨協大学	神戸女学院大学	大谷大学	常磐大学
獨協医科大学	神戸海星女子学院大学	追手門学院大学	東京医療保健大学
同志社大学	皇學館大学	立教大学	東京情報大学
同志社女子大学	國學院大学	立正大学	東京女子大学
フェリス女学院大学	国際武道大学	立命館大学	東京女子医科大学
福岡大学	国際基督教大学	立命館アジア太平洋大学	東京経済大学
福岡女学院大学	駒澤大学	龍谷大学	東京国際大学
福岡女学院看護大学	甲南大学	流通科学大学	東京農業大学
学習院大学	久留米大学	流通経済大学	東京歯科大学
学習院女子大学	共立女子大学	西武文理大学	東洋大学
白鷗大学	京都産業大学	聖学院大学	東洋英和女学院大学
阪南大学	京都精華大学	成城大学	東洋学園大学
姫路獨協大学	京都橘大学	聖カタリナ大学	豊田工業大学
広島女学院大学	九州産業大学	成蹊大学	津田塾大学
広島修道大学	松山大学	西南学院大学	和光大学
法政大学	松山東雲女子大学	聖路加国際大学	早稲田大学
兵庫医科大学	明治大学	清泉女子大学	山梨英和大学
兵庫医療大学	明治学院大学	聖心女子大学	四日市大学
石巻専修大学	宮城学院女子大学	仙台白百合女子大学	四日市看護医療大学
実践女子大学	桃山学院大学	専修大学	
上智大学	桃山学院教育大学	芝浦工業大学	
城西大学	武蔵大学	白百合女子大学	※大学名アルファベット順

私立大学の情報公表－自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から－

【最終報告】

2022年（令和4年）3月 発行

一般社団法人日本私立大学連盟

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館7F

TEL: 03-3262-4362 URL: www.shidairen.or.jp

©無断転載はご遠慮ください



日本私立大学連盟